

ハ マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）及び歯牙の漂白剤

二 医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第二項の医薬部外品をいう。）であつて、美容を目的とするもの

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第八号第二号の規定は、店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が、当該訪問の前一年間における当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（以下この項及び次項において「訪問前取引」という。）のあった顧客に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供であつて、当該訪問前取引がこの政令の施行後にあつたものについては適用し、当該訪問前取引がこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

2 新令第八号第三号の規定は、店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が、訪問前取引が二以上の訪問につきあつた継続的取引関係にある顧客に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の訪問につきあつた訪問前取引が二以上の訪問後に行つたものについては適用し、当該二以上の訪問につきあつた訪問前取引のいずれかがこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

3 新令第十条の規定は、販売業者又は役務提供事業者が、当該勧誘の前一年間における当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（以下この項において「勧誘前取引」という。）が二以上あつた継続的取引関係にある顧客に対して電話をかけた、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この項において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の勧誘前取引のいずれかがこの政令の施行後にあつたものについては適用し、当該二以上の勧誘前取引のいずれかがこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

4 新令第十六条の三第二号の規定は、店舗購入業者が、当該訪問の前一年間における当該購入の事業に関する取引（以下この項及び次項において「訪問前購入取引」という。）のあった顧客に対してその住居を訪問して行う購入であつて、当該訪問前購入取引がこの政令の施行後にあつたものについては適用し、当該訪問前購入取引がこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

5 新令第十六条の三第三号の規定は、店舗購入業者以外の購入業者が、訪問前購入取引が二以上の訪問につきあつた継続的取引関係にある顧客に対してその住居を訪問して行う購入であつて、当該二以上の訪問につきあつた訪問前購入取引が二以上の訪問後に行つたものについては適用し、当該二以上の訪問につきあつた訪問前購入取引のいずれかがこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

6 法第四十二条第二項及び第三項並びに第四十八条から第四十九条の二までの規定は、この政令の施行前に新令別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務につき締結された特定継続的役務提供契約（法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約をいう。）又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利につき締結された特定権利販売契約（法第四十一条第二号に規定する特定権利販売契約をいう。）については、適用しない。

7 この政令の施行前に新令別表第四の三の項から六の項までに掲げる特定継続的役務の提供に際し締結された関連商品販売契約（法第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約をいう。）については、新令別表第五第三号口及び第四号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第七十条第一号」を「第七十条第一号」に、「又は第五十二条第二項」を「第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項」に改める。

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第二十五号

二 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五号第二十五号

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行の時に前条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項（第二十五号（法第五十八条の十第三項及び第五項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第十一条第四号の規定による許可の取消し又は同法第十一条の三第一項第三号の規定による年少射撃資格の認定の取消しについては、なお従前の例による。

2 この政令の施行の時に前条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令第五条（第二十五号（法第五十八条の十第三項及び第五項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルに掲げる者に該当することとなる者に対する同法第九条第二号の規定による確認の取消しについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 山本 早苗
 国土交通大臣 石井 啓一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽
 平成二十九年六月三十日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十五号
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)
第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百九十二号)の一部を次のように改める。

第二条中「百分の二・三」を「百分の二・六」に改め、同条ただし書中「百分の二・二」を「百分の二・五」に改める。

第九条中「百分の二」を「百分の二・三」に改める。

第十条の二第二項中「百分の二・三」を「百分の二・六」に改める。

第十八条中「百分の二」を「百分の二・三」に改める。

(身体障害者補助犬法施行令の一部改正)

第二条 身体障害者補助犬法施行令(平成十四年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五十人」を「四十三・五人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。)第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

3 前項の規定は、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日より前に、障害者の雇用の促進し、及び障害者の雇用の安定させ、廃止するものとする。

4 附則第二項の規定により読み替えて適用する新障害者雇用促進法施行令第十八条の規定は、平成三十一年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定について適用し、平成二十九年以前年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の身体障害者補助犬法施行令第二条の適用については、当分の間、同条中「四十三・五人」とあるのは、「四十五・五人」とする。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 塩崎 恭久
 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
 内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)の一部の施行に伴い、及び関係法の規定に基づき、この政令を制定する。

(職業安定法施行令等の一部改正)

第一条 次に掲げる政令の規定中「第一号に係る部分に限る」を「第三号を除く」に改める。

一 職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第二条第五号及び第七号

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第三条第七号及び第九号

三 港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)第三条第六号及び第八号

四 船員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百六十九号)第一条第十号及び第十二号

五 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)第一条第十二号及び第十四号

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第八号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改め、同項第十号中「第三十四条第二号」を「第三十四条第三号」に改め、同条第二項第八号及び第十号中「第二号」を「第三号」に改める。

(行政手続法施行令の一部改正)

第三条 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

4 雇用保険法附則第十一条の二第一項の規定の適用がある場合における第四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第十一条の二第一項(同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。)の命令等」とする。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令(平成十七年政令第三百十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改め、同項第七号中「第三十四条第二号」を「第三十四条第三号」に改め、同条第二項第五号及び第七号中「第二号」を「第三号」に改める。

(青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令の一部改正)

第五条 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令(平成二十八年政令第四号)の一部を次のように改正する。

第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第五条の三第一項(労働者の募集を行う者に係る部分に限る)、第二項及び第三項の規定

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

総務大臣 山本 早苗
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 国土交通大臣 石井 啓一
 内閣総理大臣 安倍 晋三